**所得制限の基準額について**

生計を維持する方の所得が下記の基準を超えると非該当になります。（８月～１２月までは前年の所得、１月～７月までは前々年の所得が対象となります。）

●重度心身障がい者医療費助成事業

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 所得基準額 |
| ０人 | ６，２８７，０００円 |
| １人 | ６，５３６，０００円 |
| ２人 | ６，７４９，０００円 |
| ３人 | ６，９６２，０００円 |
| ４人 | ７，１７５，０００円 |

●ひとり親家庭等医療費助成事業

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 所得基準額 |
| ０人 | ２，３６０，０００円 |
| １人 | ２，７４０，０００円 |
| ２人 | ３，１２０，０００円 |
| ３人 | ３，５００，０００円 |
| ４人 | ３，８８０，０００円 |

※養育費の８割額も所得に加算します。